

戸籍の氏名の振り仮名記載業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 事業の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5年6月2日に成立し（令和5年法律第48号）、同月9日公布、令和7年5月26日施行（以下、施行日）となり、同法中の「戸籍法の一部を改正する法律」により、戸籍上の氏名に振り仮名が記載される（以下、本制度）ことになる。

これに伴い、木更津市（以下、市）において、既存の戸籍事務に加えて新たに追加される戸籍上の氏名に振り仮名を記載する業務（以下、本業務）について、正確かつ迅速、効率的に実施するため、本業務の一部を業務委託により実施し、職員の負担及び経費の縮減を目指すとともに、市民サービスの向上を図るものである。

第2 業務の概要

（1）事業名称

戸籍の氏名の振り仮名記載業務委託

（2）履行場所

木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎
及び木更津市が指定する場所

（3）履行内容

別添「戸籍の氏名の振り仮名記載業務委託仕様書」（以下、仕様書）のとおり

（4）履行期間

①コールセンター業務

令和7年5月26日から令和8年3月31日まで

②特設窓口受付等業務

令和7年8月1日から令和7年10月31日まで

第3 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本制度の施行に伴い、施行日以降に遅滞なく国民に送付される振り仮名通知書の進行管理や窓口及びマイナポータル等による届出対応、多数の問い合わせ対応などが想定されるが、戸籍事務の遂行には高度な知識及び経験を要するものであり、短期間にて多量の届書処理を行うことは極めて困難である。

そのため、本業務において、市民からの電話問い合わせ対応のほか、振り仮名通知書の送付から届出が集中すると見込まれる期間において、通常の戸籍届出窓口に加えて新たに特設窓口を設置し、業務を効率的かつ効果的に対応できる体制を構築する必要があることから、プロポーザル方式により、技術力や提案内容の質、業務実績等を総合的に評価した上で事業者を選定する必要があるため。

第4 実施スケジュール

| 内 容 | 期 日 |
|--------------------|--------------------|
| 公募の開始（公告日） | 令和7年2月21日（金） |
| 質問受付期限 | 令和7年2月27日（木）午後4時まで |
| 質問回答期限 | 令和7年3月4日（火） |
| プロポーザル参加意向申出書提出期限 | 令和7年3月5日（水）午後4時まで |
| 提案資格確認結果通知 | 令和7年3月10日（月） |
| 企画提案書提出期限 | 令和7年3月17日（月）午後4時まで |
| 書類審査結果と日程通知 | 令和7年3月24日（月） |
| 業者選定審査会（プレゼンテーション） | 令和7年3月28日（金） |
| 審査結果通知 | 令和7年4月上旬（予定） |
| 契約締結 | 令和7年4月下旬（予定） |

※各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

第5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルへの参加には、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登録された者
- (2) 受注者を決定する日までに木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) プライバシーマークの付与またはISMS認証を受けている者
- (5) 令和2年度以降に本市もしくはそれ以上の人口規模における地方自治体が発注した、戸籍届出窓口受付業務、戸籍入力業務、マイナンバーカード関連（マイナポータル操作含む）業務、コールセンター業務の4業務すべての業務委託の受注実績がある者。

第6 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、以下の宛先及び題名にて電子メールにより質問書（様式6）のと

おり提出すること。なお、電話による質問については回答しない。

- ・宛先：shimin★city.kisarazu.lg.jp（★はアットマーク）
- ・題名：【事業者名】プロポーザルに係る質問

（２）質問の受付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年2月27日（木）午後4時まで（必着）。なお、受付期限以降に提出されたものは受付しない。

（３）回答方法

全質問に対する回答は一括して令和7年3月4日（火）に木更津市ホームページに掲載する。

第7 参加申込方法

（１）提出書類

本事業への参加希望者は、下記の方法により参加申込を行うものとする。

①提出書類及び部数

プロポーザル参加意向申出書（様式1）及び添付書類 各1部

②添付書類

- ア 事業者の概要がわかる書類（パンフレット可）
事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等
- イ 業務実績調書（様式2）
- ウ 業務実施体制調書（様式3）
- エ 本要領第5（5）に定める4事業すべての契約書の写し
契約名、契約期間及び委託内容がわかる部分のみ
- オ プライバシーマークまたはISMS認定証の写し

（２）受付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月5日（水）午後4時まで

※各日午前8時30分～午後5時（但し土・日曜日、祝日、3月5日は除く。）

※期限後の受付は一切しない

（３）提出方法

本要領第16の事務局あてに持参もしくは郵便（必着）により提出すること。

※いずれの場合も、事前に市担当者に電話にて連絡すること

（４）参加資格の確認

市は、プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者について、参加資格を満たすものであるかを確認し、その結果を提案資格確認結果通知書（様式4）により通知する。

（５）プロポーザル関係書類提出依頼

市は、前項による提案資格者について、プロポーザル関係書類提出依頼書（様式5）により提案書の提出を依頼する。

第8 提案限度額（消費税相当額を含む）

49,977,950円

※企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

※限度額は現時点での予定額であり、令和7年3月木更津市議会定例会において承認された額を業務委託の上限額とする。

第9 提案方法

提案者は以下の通り、書類を提出すること。

（1）受付期間

令和7年3月10日（月）～令和7年3月17日（月）

※各日午前8時30分～午後4時（但し土・日曜日、祝日は除く。）

※期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切しない。

（2）提出方法

持参（電子データ別途送付）に限る。

※提出日時について事前に連絡の上、担当者と調整すること

※提出書類はすべて電子データ化（PDF）を行い、電子メール（1件10MB以下）により本要領第16のメールアドレス宛に送付すること

（3）提出書類

①提案書表紙（様式7）

②提案書（任意様式）

③業務工程表（任意様式）

④業務実績（任意様式）

本要領第5（5）に定める4事業は必ず記載すること

⑤見積書（任意様式）

合計金額のほか、積算内訳を記載すること

（4）提出部数

正本1部（代表者印押印）及び副本6部の合計7部を提出すること

（5）提出書類の形式

①提出書類は日本語を用い、通貨は日本円とすること

②提出書類は原則A4、縦版、左綴りで印刷し、ページ番号を付してフラットファイルに編綴すること。A3書面は片袖折り（Z折り）にすること。

③副本には、押印、ロゴマーク等の印刷、会社名、担当者氏名の記載など、提案者が特定できる情報を記載しないもしくはマスキング処理により判別できないように加工すること。

（6）作成方法

①提案書は、仕様書及び評価基準表のほか、以下の内容に留意すること。

- ア 人員配置及び実施体制（緊急時対応含む）
- イ 事務処理の効率性及び正確性の向上策
- ウ 研修体制（受付入力、接遇など）
- エ 個人情報保護体制
- オ その他独自提案事項

②見積書は、仕様書に記載した本籍数、本籍人口、本市人口及び届出想定割合のほか、提案者の独自資料により月ごとの受電件数や届出件数を想定し、実施体制及び人員配置を検討して作成すること。

③戸籍事務の専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は注釈をつけること。

(7) 提出上の留意事項

- ①提出後の書類の変更、差し替え又は再提出は一切認めない。
- ②提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ③提出書類の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

第10 プレゼンテーションの実施

「戸籍の氏名の振り仮名記載業務委託受託候補者選定審査会」（以下、審査会）において、プレゼンテーション及びヒアリングにより受託候補者を選定する。ただし、提案者が多数あった場合は、別紙評価基準表の書類審査項目について事前審査を行い、上位4者によるプレゼンテーションを行うものとする。事前審査結果については上位4者へのプレゼンテーションの通知とあわせて3月21日（金）までに市より電子メールにて通知する。

(1) プレゼンテーション開催日

令和7年3月28日（金）

(2) 内容及び時間

本要領第9（3）による提出書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

各提案者25分程度（プレゼンテーション：15分、質疑応答：10分）

(3) 出席者

各提案者3人以内とし、そのうち1人は、受託した場合の窓口となる担当者とする。

(4) 貸与物品

机、椅子、電源、スクリーン、パソコン（Microsoft 365 PowerPoint）、プロジェクターに限る。

その他必要な物品は提案者の負担により用意すること。

(5) その他

プレゼンテーション資料はMicrosoft社製PowerPointにより作成し、プレゼンテーション開催の前日午後3時までに電子データを本要領第16のメールアドレスに送付の上、市担当者に電話に

て連絡すること。また、貸与パソコンへの USB 等の外部記憶装置の接続は認めない。

プレゼンテーションにおいては、会社名、ロゴマーク等の記載のほか、出席者の社員証や言動など、審査会委員が提案者を特定できる情報を提示しないよう配慮すること。

第 11 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

審査会の審査により、評価点合計が最も高かった提案者を受託候補者に選定する。また、最高得点者が 2 者以上となった場合、審査会委員の協議によりプレゼンテーション審査項目合計点が高い方の受託候補者を選定する。

(2) 評価基準

別紙評価基準表により、提出書類の書面提案評価（予算額範囲内）とプレゼンテーションの提案評価の合計により総合的に審査し、受託候補者として選定する。

第 12 結果通知

本プロポーザルの審査結果については、提案のあった全事業者に電子メール及び結果通知書（様式 8）を郵送により通知する。なお、審査結果についての問合せ及び異議申し立てには一切応じない。

第 13 結果の公表

本プロポーザルの審査結果については、市ホームページに掲載する。公表事項は、評価点合計及び受託候補者名とする。

第 14 契約の締結

提案書の内容について、市と受託候補者との協議により別途仕様書を作成し業務内容を決定後、木更津市財務規則に定める随意契約の手続きにより受託候補者から、再度見積書（提案書の提出時の見積書とは別に）を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

上記により受託候補者との協議等が整わなかった、もしくは協議中に当該受託候補者が本要領第 5 に定める参加要件を欠いた場合は、次順位の受託候補者と協議を行うものとする。

第 15 その他留意事項

(1) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、プロポーザル参加停止通知書により通知する。

- ①提案書類に虚偽の記載があった場合
- ②本要領第 8 の提案限度額を超えた見積額を提示した場合

- ③審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - ④参加意向申出後、提出期限までに提案書の提出がない場合
 - ⑤参加意向申出後、本要領第5に定める参加要件を欠いた場合
 - ⑥提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合
 - ⑦その他、本要領の内容に違反する場合
- (2) 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、提案者が1者以上あれば実施し、提案者がなかった場合は中止もしくは延期するものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出期限までに参加意向申出書の提出がない場合は、提案書を提出することができない。
- (6) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (7) 事業者が提出した参加意向申出書及び提案書等の著作権は事業者に帰属する。ただし、市は審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定により、提出書類の一部または全部を公開することがある。
- (9) 事業者は、shimin★city.kisarazu.lg.jp（★はアットマーク）からの電子メールを受信できるように事前設定を行うこと。
- (10) 履行場所となる木更津市役所朝日庁舎は、新庁舎整備に伴い令和8年1月以降に移転作業が予定されている。履行期間中に移転作業が前倒しされた場合であっても、移転費用を市は負担しない。
- (11) 本プロポーザルは、木更津市令和7年度当初予算の成立を前提としているため、議案が否決または予算の減額があった場合は手続きを中止もしくは延期するものとする。この場合、提案者が支出した費用を市は負担しない。

第16 事務局（書類提出先）

本要領第7の参加意向申出書及び本要領第9の提案書等の提出先

〒292-8501

木更津市朝日三丁目10番19号

木更津市役所朝日庁舎市民部市民課 担当 服部・山田

TEL 0438-23-7290

FAX 0438-25-4631

E-mail shimin★city.kisarazu.lg.jp（★はアットマーク）